平成２８年（フ）第３４４号
埼玉県所沢市大字北岩岡224番地の34
破産者　石渡　洋一
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４６号
埼玉県川越市大字今福540番地（今福団地２号棟304号室）
破産者　上野　純子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７５１号
神奈川県大和市深見台１丁目12番14号　プリンスコート大和104号
破産者　泉田　悦子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８４４号
横浜市戸塚区汲沢７丁目３番８－５号、旧住所横浜市戸塚区汲沢７丁目17番２号
破産者　栗原　祐佳
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０１号
横浜市磯子区中原１丁目６番３号　中原コーポラス203号、旧住所横浜市金沢区町屋町18番20号
破産者　尾崎　雅康
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０７号
愛知県東海市加木屋町北鹿持34番地180、開始決定時の住所愛知県日進市香久山４丁目402番地４
破産者　山内　晶雄
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７４号
名古屋市千種区香流橋１丁目２―26　名古屋市清風荘　桜276、住民票上の住所名古屋市東区矢田４丁目31番27号　ライオンズマンション矢田602号
破産者　井上　明子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１３号
名古屋市守山区小幡千代田４番７号　伸和交通寮301号
破産者　髙山健志こと　崔　　健志
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８７号
名古屋市天白区植田西２丁目2101番地　ヴァンヴェール202号室、従前の住所名古屋市北区清水５丁目９番10号　ハピネスイトー206号
破産者　宇都宮温子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目13番２―101号、従前の住所神戸市兵庫区大開通３丁目１番23―1005号
破産者　内野　　馨
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
神戸市東灘区本山北町２丁目９番14号
破産者　井岡　幹夫
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０１号
神戸市中央区山本通４丁目19番15―604号
破産者　渡邊　玲子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０４号
神戸市中央区山本通４丁目19番15―604号
破産者　渡邊圭一郎
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５７号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　117棟204号
破産者　増田　四郎
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７０号
広島市西区東観音町７番９―402号
破産者　丸本　章晴
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５号
長崎県諫早市高来町西平原638番地、旧住所長崎県大村市溝陸町501番地11
破産者　浦葉　正宏
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
大分県杵築市大字杵築1488番地２
破産者　杵築設備工業こと　宗田　貞一
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
大分県杵築市大字大内4622番地２　坂本アパート２号
破産者　工藤　洋右
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係